

# 産業廃棄物処理委託契約

## 産業廃棄物の保管場所

### 産業廃棄物は保管場所に掲示が必要です。

保管は飛散・流出や悪臭などが発生しないようにしてください。  
分別し廃棄物の種類ごとに保管しましょう。

(廃棄物処理法第12条第2項、施行規則第8条)

掲示板の例

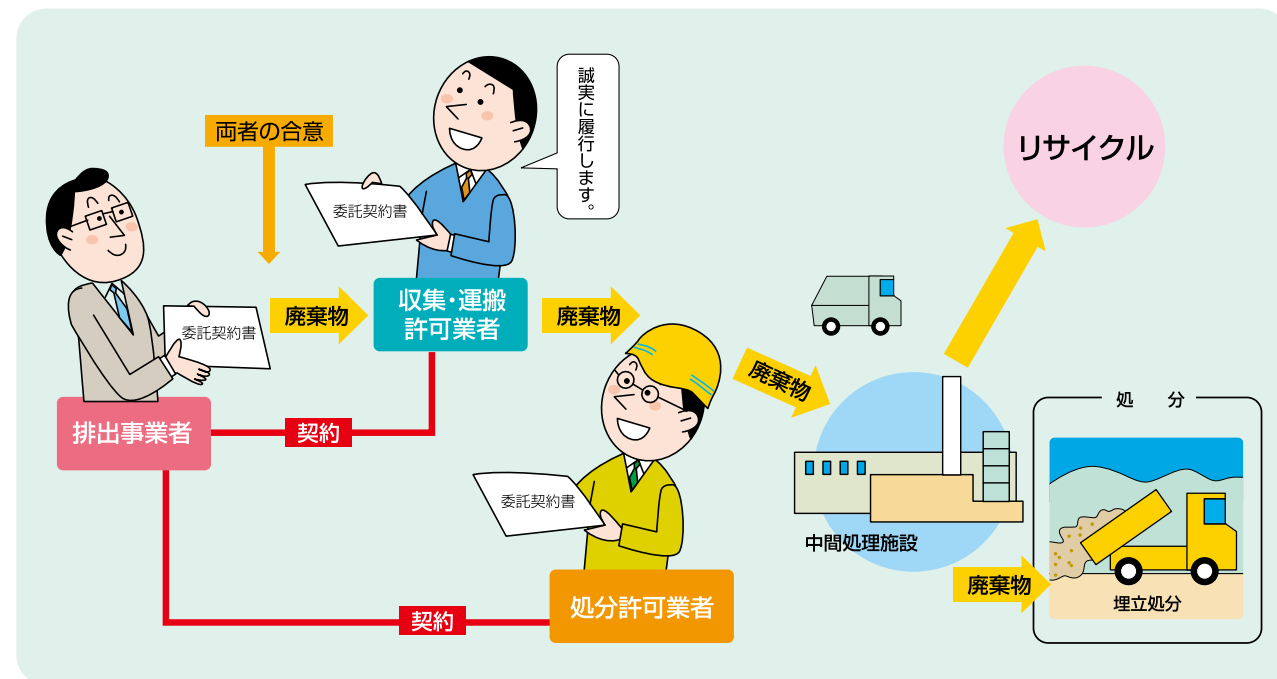
| 産業廃棄物保管場所 |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| 廃棄物の種類    | 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず               |
| 管理者名      | (株)△△△△<br>管理部 ○○○○<br>大阪市○○区○○○○ |
| 管理者連絡先    | 06-xxxx-xxxx                      |
| 最大保管高さ    | 1.8m                              |

60cm以上

60cm以上

## 産業廃棄物処理委託のポイント

産業廃棄物の処理委託契約書は、排出事業者が許可のある「収集・運搬業者」「処分業者」それぞれと書面による契約を結ばなければなりません。  
(廃棄物処理法第12条第5項、施行令第6条の2第4号)



※ 中間処理施設では、最終処分を行う前に、生活環境の保全上支障が生じないように、又埋立基準に適合させるために「焼却・破碎・中和・脱水」などの、減容化・減量化・安定化・無害化などの処理を行います。また、破碎・選別などの中間処理後、原材料などの有用物に加工しリサイクルします。

## 委託処理

事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(廃棄物処理法第12条第7項)

排出事業者は、処理を委託し、処理業者に任せればすべて終わるということではなく、処理業者は補完的な立場にあり、発生から最終処分が終了するまでの間、自らの責任で適正な処理が行われるよう管理しなければなりません。

契約は必要事項を  
書面に記載し、  
署名又は記名押印をして、  
相互に交付しなければ  
なりません。

## 委託契約書の記載事項

委託契約書には次の事項を必ず記載しなければなりません。(廃棄物処理法施行令第6条の2第4号、施行規則第8条の4の2)

### 運搬、処分(中間処理、最終処分、再生を含む)共通の契約書記載事項

- ① 委託する産業廃棄物の「種類」、「数量」
- ② 委託契約の「有効期間」
- ③ 委託者(排出者)が受託者(処理業者など)に「支払う料金」
- ④ 受託者が産業廃棄物処理業許可業者である場合には、「事業の範囲」
- ⑤ 委託者(排出者)の有する委託した産業廃棄物の適正処理に必要な情報
  - ・「性状」、「荷姿」に関する事項
  - ・「通常の保管状況の下での腐敗、揮発など性状の変化」に関する事項
  - ・「他の廃棄物との混合などにより生ずる支障」に関する事項
  - ・「JIS C0950号に規定する有害物質(鉛など6物質)の含有マークの表示」に関する事項
  - ・石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等に係る記載
  - ・その他「取り扱う際に注意すべき事項」
- ⑥ 「委託契約期間中における上記の適正処理に必要な情報の変更時の情報伝達方法」に関する事項
- ⑦ 「委託業務終了時の排出者への報告」に関する事項
- ⑧ 「委託契約解除時の未処理産業廃棄物の取り扱い」に関する事項

産業廃棄物の  
適正な処理等については、  
本市ホームページに掲載している  
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の  
しおりに詳しく記述しています。  
委託契約書記載事項を全て盛り込んだ  
産業廃棄物処理委託標準契約書も掲載して  
いますので、参考してください。  
<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009199.html>



### 運搬に係る契約書記載事項

- ⑨ 「運搬の最終目的地の所在地」
- ⑩ 積替え又は保管を行う場合は、「積替え又は保管を行う場所の所在地」「保管できる産業廃棄物の種類」「積替えのための保管上限」
- ⑪ 安定型産業廃棄物の積替保管を行う場合は、積替保管場所での「他の廃棄物と混合することの可否など」

### 処分に係る契約書記載事項

- ⑨ 「処分又は再生の場所の所在地」「処分又は再生の方法」「処分又は再生に係る施設の処理能力」
- ⑩ 処分又は再生の委託する場合において、当該廃棄物が廃棄物処理法第15条の4の5第1項の許可を受けて輸入されたものであるときは、その旨
- ⑪ 中間処理を委託するときは「最終処分の場所の所在地」、「最終処分の方法」、「最終処分に係る施設の処理能力」

※ 委託契約書には、産業廃棄物処理業者の許可証の写しを添付、又はその業務を受託できる事業者であることを証する書面(各種認定制度の認定証写しなど)を添付しなければなりません。(廃棄物処理法施行規則第8条の4)

## 処理業者の選定方法

- 許可証を確認する。(有効期限、許可品目など)
- 委託しようとする産業廃棄物の種類や処分方法などが許可されているかを確認する。
- 収集運搬の場合は、排出事業所所在地(積む場所)と処分地の場所(降ろす場所)を所管する両方の都道府県知事などの許可があるか確認する。
- 許可をしている都道府県などに許可証通りであるか、電話、ホームページで確認する。
- 処理業者の事務所や処理場を視察し、適正な処理能力を有するか現地確認する。
- 複数の業者から見積もりを取るなどし、適正処理を最優先して処理料金を検討する。
- 処理業者が優良性評価制度に適合しているかを参考にする。
- 自社の廃棄物が処理業者が独自に設けている「受け入れ基準」に適合するかを確認する。